

Ⅱ. 重要事項説明書

当事業所は介護保険法及び健康保険法の指定を受けています。

茨城県指定 第 0862190105 号
関東信越厚生局指定 第 2190105 号
訪問看護・介護予防訪問看護・医療訪問看護
(2017 年 5 月 1 日指定)

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 尚生会
- (2) 法人所在地 茨城県笠間市笠間 1635-2
- (3) 電話番号 0296-73-5562 FAX 0296-73-5563
- (4) 代表者氏名 理事長 山口 伸樹
- (5) 設立年月日 1987 年 8 月 21 日

2. 事業所概要

- (1) 種類
 - 1. 訪問看護
 - 2. 介護予防訪問看護
 - 3. 医療訪問看護

※当事業者は「特別養護老人ホームグリーンハウスひたちなか」に併設されています

(2) 目的

介護保険法及び関係法令に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限りその在宅において日常生活を営むことができるよう、主治医の指示のもと必要な支援をするため、訪問看護を提供します。

(3) 名称 訪問看護ステーション グリーンハウスひたちなか

(4) 所在地 茨城県ひたちなか市東石川 3183-1

(5) 電話番号 029-354-8008 FAX 029-354-8002

(6) 管理者職氏名 管理者 坂本 はるみ

(7) 運営方針

1. 事業所は、利用者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指して支援します。
2. 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業所、関係市町村、地域の保健・医療・福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービス提供に努めます。
3. 事業所は、自らが提供するサービスの質を評価して質向上を図るとともに、必要な時に必要な訪問看護の提供が行えるよう、実施体制の整備に努めます。

(8) 開設年月日 2017年5月1日

(9) 通常の事業実施地域 ひたちなか市、水戸市、東海村、那珂市、大洗町

(10) 営業日 月曜日から金曜日

土日曜日、年末年始(12/30～1/3) 夏季(8/13～16) は休日

(11) 営業日及び営業時間 通常の営業時間 午前9:00～午後6:00

ただし、上記の営業日・営業時間のほか、24時間常時、電話等による連絡・相談が可能な体制とし、必要に応じた適切な対応ができるようになっています。

(12) 職員体制

	常 勤		非常勤	備考
	専従	兼務	専従	兼務
管 理 者				
看 護 師				
准看護師				
理学療法士				
作業療法士				
言語聴覚士				

5. サービスの内容

自宅で療養される方が安心して療養生活を送れるように、主治医の指示により事業所の看護師等が定期的に訪問し、必要なケアや処置を行い、在宅療養の援助を行います。

6. 利用料金

サービスの内容により

- (1) 利用料金が介護保険から給付されるもの
- (2) 利用料金が医療保険から給付されるもの
- (3) 利用料金の全額を利用者にご負担いただくもの

があります。

(1) 介護保険給付対象サービス (利用契約書第4条)

介護保険給付対象となる各サービスについては、利用料金のうち負担割合証に記載の利用者負担割合に基づく額を除いた費用が介護保険から給付されます。

利用料金につきましては、別紙1 介護保険利用料金表に記載のとおりです。

料金の算定方法：下記の各サービス単位数の合計に地域単価を乗じた金額

(2) 医療保険給付対象サービス (利用契約書第4条)

医療保険給付対象となる各サービスについては、利用料金のうち各医療保険証記載の利

利用者負担割合に基づく額を除いた費用が各健康保険から給付されます。

ただし、一定の条件を満たした場合に適応される高額療養費、医療福祉費支給制度（マル福）、難病法医療費助成制度、小児慢性特定疾患医療費助成制度に該当する方については負担の減免があります。

利用料金につきましては、別紙 2 医療保険利用料金表に記載のとおりです。

（３）介護保険給付対象外サービス（利用契約書第 5 条）

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者のご負担となります。

1. 介護保険

項 目	金 額	備 考
死後の処置代	15,000 円	
交通費	実費	通常の実施地域を超えた時点から 1 km 30 円
90 分を超える場合の 訪問看護サービス	30 分ごとに 5,000 円	通常の訪問の延長で行われる場合。
介護保険外サービス	介護報酬告示上の額と同額	区分限度額を超えてサービスを利用したい場合など、介護保険枠外のサービス料金です。

2. 医療保険

項目	時間	日中帯	早朝・ 夜間帯	深夜帯
保険適用外の看護	30 分未満	5,000 円	6,250 円	7,500 円
	30 分以上 1 時間未満	10,000 円	12,500 円	15,000 円
	以降 30 分毎	5,000 円	6,250 円	7,500 円
死後の処置 (訪問看護と連続して行われる場合)		15,000 円		
交通費		事業所から半径 500m は無料、 半径 500m 以上は 1 k m ごとに 50 円		

3. キャンセル料

サービス実施日の前日までに当事業所へご連絡ください。ご連絡がなかった場合、キャンセル料をいただく場合があります。ただし利用者の体調不良、やむを得ない事由がある場合にはその限りではありません。

※ご連絡がなかった場合：訪問予定所定額の 10 割

（４）利用料金のお支払い方法（利用契約書第 7 条）

前記（１）、（２）の料金は暦月を単位として計算し、ご請求いたします。

原則として金融機関からの自動引き落としでお支払いいただきます。

・金融機関からの自動引き落とし

利用できる金融機関・・・常陽銀行、ゆうちょ銀行、筑波銀行、水戸信用金庫
茨城県信用組合、茨城県信用農業協同組合連合会及び
同連合会の会員農業協同組合（農協）

引落日・・・・・・・・・・毎月 20 日（金融機関休日の場合、翌営業日）

ただし、特段の事情によりやむを得ない場合には現金での集金、事業者の指定した下記の銀行口座へのお支払も可能です。（振込手数料は利用者負担）

常陽銀行 笠間支店 041 普通預金 1514122

しゃかいふく しほうじんしょうせいかい

社会福祉法人尚生会 グリーンハウスひたちなか

7. 利用の中止、変更、追加

1. 利用予定日の前に、利用者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、若しくは追加することができます。
2. 当日の利用を中止される場合には、前日までに事業所までご連絡をお願いします。当日の利用中止はやむを得ない事由の場合を除いてキャンセル料を申し受ける場合があります。
3. 道路の交通状況、訪問中の緊急事態等で訪問時間が前後する場合や予定の訪問時間が変更になる場合があります。
4. 感染性の疾患に罹患している場合、主治医が完治又は他者への感染の恐れが無いと判断するまでサービスの利用を休止していただくことがあります。
6. 災害等の理由によりサービスの提供を一時的に中止する場合があります。行政より避難勧告等が発せられた場合も同様です。
7. 急変時の場合、救急車の対応とさせていただきます。その際、掛かり付けの病院を救急隊員の方にお伝えしますが、病状や病院の受け入れ状況により掛かり付け以外の病院に搬送される場合があることをご了承下さい。
8. サービスの追加希望に対して、定員上空きが無くお受け出来ない場合があります。その場合、他の利用可能日をご案内します。

8. 苦情の受付について（利用契約書第 21 条参照）

（1）当事業者における苦情の受付 TEL. 029－354－8008

事業者における苦情やご相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口担当者

〔職氏名〕 管 理 者 坂本 はるみ

- 苦情解決責任者

〔職氏名〕 施 設 長 山崎 徹

- 受付時間 9：00～18：00

（2）当法人における苦情の受付 TEL. 0296－73－5562

- 苦情受付窓口

社会福祉法人 尚生会 法人本部

- 受付時間 8：30～17：30

（3）第三者委員による苦情の受付

事業者が選任しました第三者委員においても、苦情やご相談を受け付けており

ます。委員は、当法人の監事、評議員及び介護老人福祉施設家族会会長の方です。
詳細は、事業所玄関に掲示しております。

（４）行政機関その他苦情受付機関

ひたちなか市 福祉部介護保険課	〒312-8501 ひたちなか市東石川2丁目10番1号 TEL／029-273-0111 （内線 7242） FAX／029-354-1062
茨城県国民健康保険団体連合会 介護保険苦情相談室	〒310-0852 水戸市笠原町 978－26 TEL／029-301-1565 FAX／029-301-1580
茨城県運営適正化委員会 （茨城県社会福祉協議会）	〒310-8586 水戸市千波町 1918 専用電話番号／029-305-7193 メールアドレス／tekisei@ibaraki-welfare.or.jp

9. 緊急時及び事故発生時の対応

- 1 指定訪問看護の実施中に利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じた時は必要に応じて臨機応変の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し指示を求める等の必要な措置を講じるとともに管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者、家族、当該利用者に関わる居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

10. 虐待防止に関する事項

- 1 事業者は利用者の人権擁護、虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
 - （１）責任者の選定（責任者 管理者）
 - （２）虐待を防止するための従業員に対する研修の実施（年1回）
 - （３）虐待等に対する相談窓口の設置
 - （４）その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

11. 業務継続に向けた取組の強化

- 1 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を年2回以上実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

12. ハラスメント対策の強化

- 1 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

13. 感染症対策の強化

- 1 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講ずるものとする
- 2 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図る
- 3 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する
- 4 事業所において、看護師等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する